諮問庁:国税庁長官

諮問日:平成27年12月28日(平成27年(行個)諮問第210号及び同

第211号)

答申日:平成28年6月20日(平成28年度(行個)答申第46号及び同

第47号)

事件名:本人が共同相続人となる特定被相続人に係る相続税の修正申告書の

不開示決定(不存在)に関する件

本人が共同相続人となる特定被相続人に係る相続税の修正申告書の不

開示決定(不存在)に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書1及び文書2(以下,併せて「本件文書」という。)に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)につき,これを保有していないとして不開示とした各決定は,結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨(平成27年(行個)諮問第210号及び同第211 号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成27年8月7日付け八戸資第9001号及び同月24日付け八戸資第9003号により八戸税務署長(以下「処分庁」という。)が行った各不開示決定(以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。)について、その取消しを求める。

- (1)特定被相続人の相続について税務署は、申告を受理し処理している。 審査請求人は、その中味については分からないまま納税した。長男は特別受益者とし、本来相続分はないが、母と三女、四女からの遺産の半分以上譲渡を受けた。それは長男と母、三女四女との間で決めたことで審査請求人は門外で知ることはない。調停の不成立は、異議を申し立て審査請求人が拒否したからである。審判分割であるのに、譲渡については不鮮明である。明らかな透明性を求める。
- (2)全ての遺産を管理しているのは長男であり、その立場を利用し手続を 進めている。負債は、大まかなことは知り得ているが、事実はどうなっ ているのか知ることができない。被相続人名義の預貯金がロックされた ときには、家賃収入で負債の決済をすることになっていたので、支払が

不能になった。ロック解除のための確約証を要求されている。負債額は だいぶ減額されているが、その金額は分からない。

- (3) 税務署はこれらの不鮮明な点があるのに処分している。負債について 審査請求人が合意に参加した旨の根拠とするような証拠の裏付けがある のか。
- (4) 初めての確定申告は、長男が相談もなく知らない間に申告していたことで、二重に申告を受理されている。今回も同様に知らない間に処分され、保管期限が巡ってくる。
- (5) 長男の譲渡の件は、不透明で審査請求人の権利が守られていない。二 つ目は、負債の分割は、総額と各自の持分がどれくらいなのか不明であ ることにより不利益を受ける。審査請求人は、納税義務のみを課せられ、 全様は不可解のままである。速やかなる開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載 によると、おおむね以下のとおりである(審査請求人は、審査請求書及び 意見書に資料を添付しているが、その内容は省略する。)。

- (1) 審査請求書(平成27年(行個)諮問第210号及び同第211号)
- ア 共同相続人の共有に属する遺産分割で審査請求人は、未分割のまま、 法定相続分で申告をしている。課税価格の変更手続をするに、それを 管理している者に請求するが、終わったことであるとか、なにがしの 態度をとり審査請求人は知り得ることができない。税務署の処分行為 には、共同相続人全員の合意書がある。審査請求人の利益の取得、手 続するに、合意書の開示を求める。
 - イ 利益と不利益により争ったその協議は、合意を見ることがなかった。 審判分割で一応整った。その納税には、社会通念からしても不可解で ある。判決文のみの記録だけでは、カラ手形である。実態の不開示は、 不透明で一方のみを利して、お互いの権利が失われている。公平な処 分において速やかな開示を求める。
- (2) 意見書1(平成27年(行個)諮問第210号及び同第211号)
 - ア 概要は、相続分のない特別受益者が、贈与により遺産の半分以上譲渡されていることに基づいた案件が絡み合っているということである。 審査請求人は、遺産分割後の修正申告に必要とする総金額等について概算は知り得ているが、債務負担について、共同相続人間の協議はいまだになく正確な金額等について分からないことから、修正申告書提出のため、処分庁に何度も相談していたが、曖昧模糊で納得がいかなかった。
 - イ 理由説明書に指摘があった更正決定の処分については、処分庁の調 査により何が申告漏れであったのか分からず更正決定を受けて納税し

た。その納税については、処分庁は、遺産分割後において調整できる と教示されたので、審査請求人は当然分割後の修正申告時には正確な 金額が知らされ、共同申請で決裁されるものと今まで待った。

ウ 審査請求人を相続人とする相続税が発生したから、共同申請できないまま、相続財産を他の相続人と未分割のまま相続期限内に審査請求人の相続分については確定申告をした。ところが、処分庁より審査請求人の確定申告書が2件提出されていて、その処分に困っていると通知があった。会ったこともない、話合いもしたこともないので、もちろん書けるはずもない、税理士が作成申請していた。

遺産の全てを明かさないで、処分庁を通過さえすればという常軌を 逸していることに不信感を抱いた。

上記イの更正決定の修正申告書の提出も資料がないため作成できなかった。

エ 下記第3の1(2)イの別紙2の2に掲げる保有個人情報について の意見は下記のとおりである。

遺産分割は、いかようにも合意さえあれば分割できるが、相続人全員の合意がないことで特別受益者が贈与を受け、相続税や贈与等の裏金の事情が明白になることを恐れたのか、いかなる理由で修正申告の共同申請を除外されたのか、一日考えても、二日考えても、審査請求人は分からないとしか言えない。

正確な遺産相続金額を知り得ていないので分割後の修正申告ができないままでいる。書類の保存期間もある。保存期間が経過すれば、未払分の代償金の請求ができなくなる可能性があるので不利益を受ける。

- オ 原処分が行われたことが判明している。共同相続人が、相続税の申告書を提出した事実の有無を他の共同相続人が慣行として知り得る立場にあり得る。以上の事実関係からは、本件においては請求した文書の開示部分を踏まえても本件存否情報は、開示請求者とし、知ることができる者と認められる。これを覆すに足る事情は存しない。
- カ 共同相続人は、各相続人に係る相続税の申告義務が生じた場合、共同相続人の有無、範囲、自己の計算によって算出した課税価格等について共同相続人相互に共通認識を有しているのが通常である(オ及びカは、法14条2号ただし書イ、ロ)。
- キ 本件存否情報は慣行とし、開示請求者が知ることができる情報に当 たり、不開示情報に該当しないことであるから、存否を明らかにした 上で開示を求める。
- ク 整理番号対象外につき、今回の開示請求により整理番号対象外の存在を初めて知った。いかなる事情で審査請求人を対象外としたのか理解できない。手元の審査請求人の原本には、整理番号対象外は記載さ

れていない。処分庁に更正決定を受けても、協議不成立による争点で も異議申立てはできる。

しかし、対象外扱いは、個人情報により、同じ争点で開示請求して も不開示となる。審査請求人の対象外扱いは不利益であり不公平でも ある。

(3) 意見書2(平成27年(行個)諮問第210号及び同第211号) 修正申告申請について

つづられてなかったと指摘がある。それは多分に処分庁の教示が起因していると思う(既に審査請求書により申請している。添付書面NO.5)。処分庁の教示に従うことにより、時機に合わなかった。よって修正申告は、不可能になった。その点について考慮いただきたく申し立てる。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 理由説明書1(平成27年(行個)諮問第210号)
- (1) 本件開示請求等について

本件開示請求は、八戸税務署長(処分庁)に対して、「特定被相続人 (相続開始日:特定年月日)に係る「相続税の修正申告書」」(以下 「本件請求保有個人情報」という。)の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求を別紙2の1に掲げる保有個人情報の開示請求と判断し、平成27年8月7日付け八戸資第9001号により、これを保有していないとして、法18条2項の規定に基づき、不開示決定(原処分1)を行っている。

これに対し審査請求人は、処分庁が行った原処分1の取消しを求めていることから、以下、原処分1の妥当性について検討する。

(2)原処分1の妥当性について

相続税の申告は、税法上、同じ被相続人から相続等によって財産を取得した者が共同で作成して提出できることとされているが、これらの者の間で申告書を共同で作成して提出することができない場合には、別々に申告書を作成しても差し支えないこととされている。

処分庁は、本件開示請求を別紙2の1に掲げる保有個人情報の開示請求と判断して原処分1を行っているが、特定被相続人に係る相続税の修正申告書には、審査請求人が提出したもののみならず、審査請求人以外の相続人が提出したものも含まれることから、以下、本件請求保有個人情報を別紙2の1に掲げる保有個人情報及び別紙2の2に掲げる保有個人情報に区分して検討する。

ア 別紙2の1に掲げる保有個人情報について

別紙2の1に掲げる保有個人情報の有無について処分庁に確認したところ、審査請求人は特定被相続人に係る相続税調査に関して、処

分庁から修正申告書の提出を求められていたが、その提出に応じなかったことにより、処分庁から更正決定を受けていたことが判明した。

さらに、諮問庁が処分庁を通じて、特定被相続人に係る相続税の修 正申告書等が編てつされることになっている申告書・決議書等関係 書類の綴りを確認したが、審査請求人が提出した相続税の修正申告 書は編てつされていなかった。

したがって、処分庁が別紙2の1に掲げる保有個人情報を保有していないことは明らかであるから、法18条2項の規定に基づき、不開示決定を行った処分庁の判断は相当であると認められる。

イ 別紙2の2に掲げる保有個人情報について

処分庁は、本件開示請求において、別紙2の2に掲げる保有個人情報については判断せずに原処分1を行っているため、以下、別紙2の2に掲げる保有個人情報の保有個人情報該当性について検討する。

別紙2の2に掲げる保有個人情報について、その存否を答えることは、審査請求人以外の共同相続人が修正申告書を提出したか否かの 事実を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

法14条2号は、開示請求者(審査請求人)以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者(審査請求人)以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者(審査請求人)以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者(審査請求人)以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報として規定している。

審査請求人以外の相続人が提出した相続税の修正申告書の提出の有無という情報は、法14条2号にいう特定の個人を識別することができる情報であり、同号の不開示情報に該当することは明らかである。

したがって、別紙2の2に掲げる保有個人情報の有無は、法14条2号の不開示情報に該当し、別紙2の2に掲げる保有個人情報の存否を答えるだけで当該不開示情報を開示することとなるため、法17条に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否すべきであった。

(3) 結論

以上のことから、別紙2の2に掲げる保有個人情報については、改めて、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否すべきとして不開示決定をするべきである。また、別紙2の1に掲げる保有個人情報については、保有していないと認められることから、法18条2項に基づき、不開示

決定した原処分1は妥当であると判断する。

- 2 理由説明書2(平成27年(行個)諮問第211号)
- (1) 本件開示請求等について

本件開示請求は、八戸税務署長(処分庁)に対して、「特定被相続人 (相続開始日:特定年月日、特定被相続人の住所:特定住所)に係る 「相続税の修正申告書」」の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求を別紙2の1に掲げる保有個人情報の開示請求と判断し、平成27年8月24日付け八戸資第9003号により、これを保有していないとして、法18条2項の規定に基づき、不開示決定(原処分2)を行っている。

これに対し審査請求人は、処分庁が行った原処分2の取消しを求めていることから、以下、原処分2の妥当性について検討する。

(2)原処分2の妥当性について

上記1(2)と同旨

(3) 結論

上記1(3)と同旨

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、平成27年(行個)諮問第210号及び同第211号を併合の上、調査審議を行った。

①平成27年12月28日 諮問の受理(諮問第210号及び同第2 11号)

②同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)

③平成28年1月27日 審査請求人から意見書1及び資料を収受

(同上)

④同年2月3日 審査請求人から意見書2及び資料を収受

(同上)

⑤同年6月2日 審議(同上)

⑥同月16日 諮問第210号及び同第211号の併合

並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙1に掲げる文書1及び文書2(本件文書)に記録された保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

諮問庁は、本件文書に記録された保有個人情報には、①別紙2の1に掲げる保有個人情報のほかに、②別紙2の2に掲げる保有個人情報があるとし、①については、原処分は妥当であり、②については、改めて、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する不開示決定をすべきとしている。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めるとともに、別紙2 の2に掲げる保有個人情報については、存否を明らかにした上で開示する ことを求めている。

本件においては、別紙2の2に掲げる保有個人情報について、存否応答 拒否の妥当性が論点となることは諮問庁の指摘のとおりであり、かつ、上 記第2の2(2)のとおり、審査請求人もこの点について既に意見を述べ ていることから、以下、別紙2の1に掲げる保有個人情報の保有の有無に 加えて、別紙2の2に掲げる保有個人情報の存否応答拒否の妥当性につい ても検討する。

- 2 別紙2の1に掲げる保有個人情報の保有の有無について
- (1)審査請求人の相続税の申告に対する税務調査や審査請求人が提出した 修正申告書の保有の有無等について、当審査会事務局職員をして諮問庁 に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。
 - ア 相続税の申告に対する税務調査は、分割協議の状況に関係なく、申 告書が相続人共同で提出されていれば、共同相続人を一緒に調査の対 象として実施する。

他方、相続税の申告書が別々に提出されている場合については、通常、それぞれのグループの遺産額等が異なって申告されることとなるところ、それぞれのグループに対し、他方の申告額等を明らかにすることなく調査を実施し、最終的にそれぞれのグループについて同一の遺産額を認定した上で、修正申告書をしょうようしたり、更正決定を行うこととなる。

審査請求人を相続人とする相続税の申告書は、審査請求人を含む相 続人全員の署名・押印のある申告書のほかに、審査請求人のみの署 名・押印のある申告書が提出されており、審査請求人に対する税務 調査と審査請求人以外の相続人等に対する税務調査は別々に行われ ている。そのため、審査請求人以外の相続人等に対する税務調査の 結果等は、審査請求人には明らかとされていない。

イ 八戸税務署では、その担当者が実施した審査請求人に対する相続税 調査に関して、審査請求人に修正申告書の提出を求めたが、その提出 に応じなかったため、調査額に基づく更正決定を行った。

特定被相続人に係る相続税の申告書や修正申告書等が編てつされることになっている申告書・決議書等関係書類のつづりを確認したところ、審査請求人に係る「相続税の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書(控用)」の保有は確認できたが、審査請求人が提出した相続税の修正申告書の保有は確認できなかった。

なお,処分庁は,本件開示請求によって文書2に記録された保有個 人情報とともに開示を求められた,審査請求人に係る「相続税の更 正通知書及び加算税の賦課決定通知書(控用)」に記録された審査請求人の保有個人情報について、平成27年8月24日付け八戸資第9002号(以下「別件処分」という。)により、全部開示決定をしている。

- (2) 相続税の確定申告書及び修正申告書並びに更正についての法令等の定めは,以下のとおりである。
 - ア 相続等により財産を取得した者は、その被相続人からこれらの事由により財産を取得した全ての者に係る相続税の課税価格の合計額がその遺産に係る基礎控除額を超える場合において、その者の相続税の課税価格に係る相続税額があるときは、原則として、所定の期間内に被相続人の死亡時における住所地の所轄税務署長に課税価格、相続税額等を記載した相続税の申告書を提出しなければならないものとされている(相続税法27条1項、相続税法基本通達27-3)。

なお、相続税の申告は、相続税法上、各相続人等が個別に行うことを原則としているが、相続等により財産を取得した者が任意により共同で作成して一つの申告書で提出することができるものとされている(相続税法27条5項)。

- イ 修正申告書は、確定申告書を提出した者が、申告した所得の金額、 所得控除額、税額計算又は税額控除に誤りがあり、納付すべき税額が 増えるとき、あるいは、還付を受けた税額が過大であるとき等に、そ の申告について、その間違いを自発的に是正するために税務署長に対 し提出することができるものである(国税通則法19条)。
- ウ 更正は、納税申告による課税標準等又は税額等が国税に関する法律 の規定に従って計算されていないとき、その他課税標準等又は税額等 がその調査したところと異なるときに、税務署長の権限において、そ の調査により課税標準等又は税額等を確定する処分である(国税通則 法24条)。
- (3) 諮問庁から別件処分で審査請求人に開示された「相続税の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書(控用)」の提出を受け、当審査会において確認したところ、当該通知書は、処分庁が上記(2)ウの更正に基づき審査請求人に通知したものと認められる。そうすると、八戸税務署の審査請求人に対する税務調査において、審査請求人が修正申告書を提出せず、処分庁が更正を行ったことは、諮問庁の上記(1)イの説明のとおりであると認められる。

そのほか、審査請求人が修正申告書を提出したことをうかがわせる事情等は認められないから、審査請求人の修正申告書を保有していないとする上記(1)イの諮問庁の説明が不自然、不合理とはいえない。

したがって、八戸税務署において別紙2の1に掲げる保有個人情報を

保有しているとは認められない。

- 3 別紙2の2に掲げる保有個人情報の存否応答拒否の妥当性について
- (1)別紙2の2に掲げる保有個人情報は、審査請求人以外の相続人が提出 した相続税の修正申告書に記録された保有個人情報であり、当該保有個 人情報の存否を答えることは、審査請求人以外の相続人が相続税の修正 申告書を提出した事実の有無(以下「本件存否情報」という。)を明ら かにすることとなる。

そこで、以下、本件存否情報の不開示情報該当性について検討する。

(2) 相続税の修正申告書は、上記2(2) イの要件に該当する個人が提出 するものであり、本件存否情報は、法14条2号本文前段に規定する開 示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別すること ができるものに該当すると認められる。

そして、本件存否情報は、審査請求人以外の相続人が相続税の修正申告書を提出した事実の有無を示すものであるが、本件において、審査請求人及び当該審査請求人以外の相続人は特定被相続人の共同相続人であり、個別事情によって、審査請求人が本件存否情報を慣行として知ることができる場合もあり得ることから、法14条2号ただし書イの該当性については、そのような個別事情があるか否かを判断すべきところ、上記2(1)の国税当局における相続税の調査の方法や審査請求人に対する相続税の税務調査の状況、その他の事情並びに審査請求書及び意見書の内容から、審査請求人が本件存否情報を慣行として知ることができる個別事情は認められないから、本件存否情報は同号ただし書イに該当しない。また、同号ただし書口及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。

したがって、本件存否情報は、法14条2号の不開示情報に該当する と認められることから、別紙2の2に掲げる保有個人情報の存否を答え るだけで同号の不開示情報を開示することとなるため、法17条の規定 より、その存否を明らかにしないで、開示請求を拒否すべきものと認め られる。

(3) 諮問庁は、上記第3のとおり、処分庁においては本件開示請求を別紙 2の1に掲げる保有個人情報の開示請求と判断して原処分を行った旨説 明し、別紙2の2に掲げる保有個人情報については改めて不開示決定を すべきとしている。

しかし、本件において開示が請求され、原処分で特定された保有個人情報は、文書1及び文書2に記録された保有個人情報(本件対象保有個人情報)であり、これらは、それぞれ別紙2の1に掲げる保有個人情報のみならず、別紙2の2に掲げる保有個人情報をも包含する概念であると認められる。

そうすると、原処分の際に別紙2の2に掲げる保有個人情報が具体的に念頭に置かれていなかったとしても、原処分は、客観的には、別紙2の2に掲げる保有個人情報についても不開示としたものと解すべきである。

そして、上記(2)のとおり、別紙2の2に掲げる保有個人情報については、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきと認められ、いずれにしても不開示とされるべきであるから、本件対象保有個人情報を不開示とした原処分は、結論において妥当であると評価できる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、八戸税務署において別紙2の1に掲げる保有個人情報を保有しているとは認められず、また、諮問庁が別紙2の2に掲げる保有個人情報の存否を答えるだけで開示することとなる情報は法14条2号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったとしていることについては、当該情報は同号に該当すると認められるので、不開示とした各決定は、結論において妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太,委員 常岡孝好,委員 中曽根玲子

別紙1

- 文書 1 特定被相続人(相続開始日:特定年月日)に係る「相続税の修正申 告書」
- 文書 2 特定被相続人(相続開始日:特定年月日,被相続人の住所:特定住 所)に係る「相続税の修正申告書」

別紙 2

- 1 審査請求人が提出した相続税の修正申告書に記録された保有個人情報
- 2 審査請求人以外の相続人が提出した相続税の修正申告書に記録された 保有個人情報